

## 非常変災時その他緊迫事態における対応について（中学生）

### 1. 滋賀県内のいずれかの地域に「大雨特別警報」、「暴風を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されている時の措置

- ① 午前7時において「大雨特別警報」、「暴風を含む特別警報」、「暴風を含む警報」が発表中  
の場合は、中学校は臨時休業となりますので、自宅学習をしてください。
- ② 県内のどこかで①の警報が発表されていれば、県内の中学校はすべて臨時休業となります。

### 2. 大雨や暴風以外の特別警報

学校所在地域において「大雨や暴風以外の特別警報」が発表された場合は、上記1の①と同じ措置をとります。

### 3. その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）の発表時における措置

- ① 授業を行いますが、状況によっては始業時刻を繰り下げる場合があります。安全を確保し、事故に遭わないよう十分注意して登校してください。
- ② 地域によっては交通機関の状況などにより登校が著しく困難な場合があります。この場合は、無理をしてまで登校しないようにしてください。このことによる遅刻や欠席の場合は、連絡をしてください。
- ③ 電話が混み合う可能性がありますので、緊急の場合を除いて電話による問い合わせはご遠慮ください。本校ホームページに掲載するとともに、一斉メールにてお知らせします。